

第 3 7 7 回徳島県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和 5 年 3 月 8 日（水） 1 3 : 5 6 ~ 1 5 : 0 0

2 場 所 内水面漁場管理委員会室

3 出席委員 野口委員、東條委員、歌 委員、久川委員、
岡田委員、高橋委員、谷上委員、横山委員、
岡崎委員

4 欠席委員 上月委員

5 事務局 池脇事務局長、加藤主査兼係長

6 県出席者 赤澤係長、妹尾主任、木本主事、岡本主事

7 議 題

- (1) コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示等について
- (2) 第五種共同漁業権に係る増殖実施状況及び増殖計画について
- (3) 漁場計画案について
- (4) 公聴会の開催日程等について
- (5) うなぎ稚魚漁業について
- (6) その他

8 議事

局長： 定刻より少し早いですが、出席予定の委員さんがお揃いになりましたので、これより第377回内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、定員10名中9名が出席されておりますので過半数を充たし、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長、よろしくお願いします。

議長： 皆さんこんにちは。

3月に入りまして大分暖かくなってまいりましたが、委員の皆様方におかれましては公私ともお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から第377回徳島県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、高橋委員さんと谷上委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

では、議事に入ります。

議題1は「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示等について」でございます。

それでは、県から説明をお願いいたします。

水産振興課： 資料1により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ご意見等はございませんか

無いようでございますので、本件につきましては案のとおり、委員会指示を発出するとともに、告示することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようですので、本件については案のとおり、

委員会指示を発出するとともに、告示することに決定いたします。

次に、議題２に移りたいと思います。議題２は「第五種共同漁業権に係る増殖実施状況及び増殖計画について」でございます。それでは、事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料２により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

何かご質問等はございませんか。

無いようですので、本件については原案のとおり告示することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようですので、本件につきましては原案のとおり告示することといたします。

次に、議題３「漁場計画案について」でございます。

それでは県から、説明をお願いいたします。

漁業調整課： 資料３により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようでございます。漁場計画（案）につきましては、これまでも説明しておりますので、ご理解いただけたと思います。

県からの諮問に対しましては、当委員会で審議の上、答申を行うわけでございますが、漁業法により答申に先立って公聴会を開催し、その結果を踏まえ答申することとされております。そこで、皆さまにお諮りいたします。この公聴会を開催することとしてよろしいでしょうか。

いかがでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議なしという声がありましたで、公聴会を開催することといたします。

続いて、議題4「公聴会の開催日程等について」に移りたいと思います。それでは事務局より、説明をお願いいたします。

事務局： 資料4により説明

議長： 説明は以上のとおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： この日にちで決定やね。

事務局： はい。スケジュールに入れておいてください。

議長： それでは、他に意見が無いようでございますので、公聴会の日時は、4月13日（木）、午後2時から3時、場所は当委員会室といたします。

諮問を受けました、この漁場計画（案）の縦覧場所は当委員会事務局、期間は告示日から4月5日（水）まで、意見の要旨の提出は4月7日（金）までとの公示を3月20日（月）に、県報によって行う予定で事務を進めてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： それでは、そのように進めるものといたします。

なお、公聴会当日4月13日（木）は、公聴会開始の半時間程度前の、午後1時30分までにはご参集くださいますようお願いしておきます。

また、公聴会に引き続いて、本件諮問に対する答申をまとめるための委員会を開催する予定となりますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、議題5は「うなぎ稚魚漁業について」でございます

す。それでは、県から、説明をお願いいたします。

漁業調整課： 資料5により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： これ、今まで組合で手続きして県に送ってたけど、直接県が許可証を個人に渡すってこと？

漁業調整課： 個人に渡すのではなく、あくまでも漁協を通じて手続きをしていただくことを考えています。採捕区域が漁協毎に決まっているので、漁協毎に申請をしていただいて、許可証も漁協を通じて渡していただこうと思っています。

委員： 今までと一緒やね。

漁業調整課： 完全に漁協を通じないでやると、採捕区域内でトラブルが発生したときに困りますので、あくまでも漁協を通じた形でと考えています。

委員： 今までどおりやね。

委員： 許可人数は県が決めるんですか。

漁業調整課： 海面の漁業許可については、令和2年に漁業法が改正されてから定数を定めた上で公募する制度になっています。しらすうなぎの採捕人数については、資源保護の観点から前年の人数を超えないところで設定して公募する予定です。漁協の意見を聞いた上で、県全体の採捕従事者の上限を超えない範囲で調整をしたいと思っています。制度の内容が固まって手続きが始まる際には漁協に意見を聞きたいと考えています。

委員： 公募して人数が増えたら、抽選とかは漁協が勝手にするんですか。

漁業調整課： 漁協が勝手にするのではなく、許可方針の中で許可受け者の優先順位を定めますが、漁協の同意を得ている者を優先する形でと考えています。例えば、園瀬川漁協で20人と設定し募集した場合、実際に25人応募してきたとしても、組合の同意書を持っている20人が優先されるということになります。なるべく現場でトラブルが起きないようにと考えています。

委員： わかりました。詳細決まってからでないとはよくわからんね。

漁業調整課： 例年であれば10月頃にしらすうなぎ特別採捕許可の説明会をさせていただいているんですが、許可制度に変わると許可方針内で募集人数を定めた上で公募期間を設けて募集しないといけないので、例年よりは前倒しで手続きを進める必要があります。ですので、春頃には制度改正のアナウンスをして、夏頃には許可方針を作成しないといけないと考えています。

委員： 今までだったら秋に申請してましたよね。これまで採捕してた人が秋になってから手続きしようとしたら、もう締め切ってますってなったら揉めるんじゃないですか。

漁業調整課： なので関係者にはなるべく早めに伝えていただくよう関係漁協にはお知らせしようと思っています。

委員： 例年採りよる人には組合から連絡してって感じやね。

漁業調整課： 漁協に申請に来る世話人がいると思いますので、そういった方を通じて周知していただければと思います。

委員： わかりました。

議長： 他にご意見等はございませんか。

無いようでございます。
本件につきましては、今後、許可方針等が作成されるとのこ

とですのでよろしくお願いします。

続いて、議題（６）「その他」でございます。何かございますか。

議長： 無いようでございます。議事は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

無いようです。それでは以上をもちまして、第３７７回徳島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。長時間にわたる御審議お疲れさまでした。

以 上